

第13回 那須烏山市庁舎整備検討委員会 会議録（公開用）

開催日時	令和6年9月13日（金）午後1時30分～2時50分
開催場所	南那須図書館 多目的ホール
出席委員	三橋伸夫、大塚孝徳、福田博子、萩原宣子、山村浩之、 角田梨紗、高田悦男、佐竹信哉、稲葉茂、豊島香折、 佐藤潤一、平野達朗、小川正順
欠席委員	中山衆男、長山真奈実
事務局	【総合政策課】小原沢参事兼課長、関公共施設再編担当課長兼室長 田嶋主査、奥澤主任 大日本ダイヤコンサルタント(株) 3名
傍聴者	【報道関係者】5名

1 開会

事務局が開会を宣言した。

委員15名中13名が出席しており、出席委員が会議の定足数である過半数に達していることを報告した。

2 本日の会議の取扱いの確認

事務局) 議事に先立ち、本日の会議の取扱いを確認したい。本日の会議は、全て公開として報道機関にのみ写真撮影及び動画撮影を許可したいと考えている。
このような取扱いとしてよろしいかお諮りしたい。

委員長) ただ今、事務局より提案があったように、本日の会議は、全て公開として報道機関のみ写真撮影、動画撮影を許可することによろしいか。

(異議なし)

異議がないため、本日の会議は全て公開とし、報道機関のみ写真撮影、動画撮影を許可することとする。

3 委員長あいさつ

(委員長)

昨年6月21日に再組織され、議論がスタートした本検討委員会も第13回目の開催となり、本日が庁舎整備基本構想（素案）の策定に関する最後の会議となる見込みである。

本検討委員会の委員には、女性委員が全体の3割おり、若手世代の委員も多い。また、防災や建設、都市計画の専門的知見を有する委員も加わり、多様な意見、議論を交わしてきた。これまで委員より様々なご意見を頂戴し、それを反映した那須烏山市庁舎整備基本構想（第3次素案）を作成した。本日も忌憚のないご意見を賜り、よりよい基本構想（素案）に

なるよう議論をしていきたい。

4 議事

(1) 答申（案）のとりまとめについて

事務局が資料1「那須烏山市庁舎整備基本構想（素案）について（答申）（案）」、資料2「那須烏山市庁舎整備基本構想（第3次素案）」、資料3「那須烏山市庁舎整備基本構想（第3次素案）資料編」、資料4「今後における公共施設の再編・再配置に関する付帯意見（案）」及び資料5「特に配慮が必要であると要望があった事項に関する付帯意見（案）」に基づいて説明した。

委員長) 資料4の2～3ページの将来像イメージについて、那珂川の東側が描かれておらず、その地区の住民が不安を抱いてしまう恐れがある。2ページの下方のスペースに、「上記イメージ図は、主に烏山市街地及び南那須市街地を中心に表現した案である」というような注記をした方が良いと考える。

委員) 資料4の2～3ページの将来像イメージを見た際に、南那須地区の都市生活拠点エリアに防災の拠点となる場所が記載されていないことが気になる。烏山地区の都市活動拠点エリアにおいては、中央公園周辺の活用イメージ案の1つに安全・安心交流ゾーンとして防災公園を整備する案がある。仮に中央公園を市の防災拠点として全市民をカバーできればいいが、防災の拠点は各エリアに必要と考える。

事務局) 市保健福祉センターが南那須地区の指定避難所であり、災害時には陣頭指揮をとる拠点となるため、その旨を資料4の2～3ページの将来像イメージに追記する。また、防災の観点から、災害時には広い面積を有する場所も必要であることから、南那須庁舎の跡地活用案として、資料4の7ページ「多世代ふれあい交流ゾーン」の考えられる公共施設に、単なる公園ではなく、防災機能を有する防災公園とする旨を追記させていただく。

委員) 資料4の4ページ以降について、2～3ページを見なくても各ゾーンがどの場所に位置しているのかがわかる表記があった方がわかりやすい。

事務局) 資料4の4ページ以降の各ゾーンの説明について、どの場所に位置しているのかがわかるよう修正させていただく。

委員) グランドデザイン以外にかかる要望事項について、「特に配慮が必要であると要望があった事項に関する付帯意見」とまとめた点はよいと考える。

資料1の答申（案）について、数字の表記が一部半角となっているが、全角に統一すべきではないか。また、資料4の3ページ右上に表記のある中央公園の跡地利用案について、上段に「学びと活力交流ゾーン」、下段に「安全・安心交流ゾーン」とあるが、6ページの各ゾーンの記載では、上下が逆転し

ているため、順番を合わせたほうが良いと見やすいと考える。

事務局) わかりやすいよう修正させていただく。
(※数字表記については、市文書事務の手引において、2桁以上の数字は半角で表記することとされていることから、修正はしないこととする。)

委員) 資料4の2～3ページの将来像イメージを見たときに、都市生活拠点エリアには、すでに多くの施設ができていると感じた。都市活動拠点エリアは、今後新しい施設を整備していくような表現になっており、希望や期待が持てる。その反面、ここに記載されている全ての新たな施設の建設が本当に実現できるのかという疑問もあるが、付帯意見としては、とても前向きな印象であると感じた。

委員) 資料4を見ると、我々がこれまで行ってきた議論がよく反映されており、充実した案が出来上がったと感じた。しかし、市民がこの資料だけを見た際に、資料を見ただけでは伝わりにくい部分もあると考える。これまで以上に市民への説明が必要となると考えており、タウンミーティング等で市民に対し丁寧に説明するなど、情報共有を図っていくべきである。

道の駅について、JR烏山駅東側に整備してはという意見もあったと記憶している。資料4では、烏山南公民館周辺及びすすく保育園周辺の跡地利用案として、広域交流ゾーンに道の駅を整備するという案であるが、どのような経緯からこの案になったのか。

事務局) 第5回検討委員会において、候補地の現地確認を行った際、南那須公民館及びすすく保育園周辺について、「この場所は国道294号線沿線という立地を最大限に活用して、道の駅のような施設があると良い」といった意見があったことを踏まえ、あくまで案としてお示ししたものである。

JR烏山駅周辺については、何らかの方法で賑わいの創出を図る必要があることや、市民が本市に不足する交流の拠点となる場所を求めていることなどから、交流の拠点となる施設を整備する案として整理した。今後、具体的に検討を進めていく中で、変化していくことは十分ありうる。

委員長) これまでも県内市町で庁舎整備に携わってきたが、一番の肝心なことは、市民から理解を得ることである。市民の理解が得られないと、庁舎整備の長いプロセスを乗り切ることができない。

委員) 私は市議会議員からただ一人参画させていただいているため、委員の皆さんの意見をしっかりと耳に入れて、議会に説明しながら、1つの目標に向かっていきたいと考える。個人的な意見を述べることは差し控えさせていただく。

委員長) 事務局から、市議会の情報などについて何かあれば共有いただきたい。

事務局) 市議会9月定例会において、議員より2点の意見があった。

1点目は、野上地内の烏山水処理センターは浸水想定区域内にあり、災害時に下水が使用できなくなるおそれがあるため、そのようなリスクがある烏山地区に庁舎を整備するのは不相当であるとの意見である。2点目は、JR烏山駅周辺について、区画整理事業を行い、保留地を確保した上で、その保留地を新庁舎整備等の用地とするべきという意見である。いずれも、庁舎整備検討委員会で具体的な検討が行われていないため、議論不足としている。

これらの意見について、専門的な見地から委員よりご意見いただきたい。

委員長) 議会より大きく二つの懸念事項を提示されたとのことである。本検討委員会においてはこれらの分野に精通した専門家が委員として参画しているため、ご意見を頂戴したい。

委員) 前提としてリスクマネジメントについての考え方を説明する。災害リスク対策を考えるにあたっては、リスクは発生確率の問題と被害規模の問題でとらえ、それらの大小によって取るべき対応が異なってくる。

発生確率が低く、被害規模も小さいエリアについては、特に対策を講じることなく、リスクを「許容」するエリアである。

発生確率が高いが、被害規模が小さいエリアについては、リスクを「保有」するエリアとなる。全てのリスクに万全の対策をするのは現実的ではないため、被害に対して修繕や補修を行って対応していくこととなる。

発生確率が高く、被害規模も大きいエリアについては、低減対策を講じる必要があるエリアである。

発生確率が低いが被害規模が大きいエリアについては、リスクを「保有」又は「回避」するエリアとなる。しかし、物理的な対策を講じるとなると莫大な費用が掛かる。下水道の処理場を例に挙げて言えば、水害等で浸水に耐えうる施設に改修することや、高台に移転するといった対策であるが、現実的には困難である。したがって、リスクを回避しようとするのではなく、被災してもある程度の機能維持ができ、ダメージを受けたとしても、なるべく早く復旧できるよう、BCP計画を策定し、ケースバイケースで被害に対する現実的な対応を事前に考えておくことが重要となる。

委員) 土地区画整理事業は、土地を整理し宅地を整備したり、公共道路や公園、下水道等を整備し住みやすい地域を作るという事業手法の一つである。この事業は、宅地の地価の上昇を前提としたものであり、バブル経済の崩壊以降、人口が減少傾向にあり、地価の上昇が見込めない現状においては、事業化は非常に難しい。全国でも著しく減少している。区画整理事業が有効な地域の特徴としては、首都圏で見られる再開発事業のように、人口の増加が見込めることや、地価の上昇が見込める地域である。そのような地域であっても、事業化のハードルは非常に高い。土地区画整理事業や再開発事業を待っている、いつまでたっても庁舎整備に着手できない。区画整理事業と庁舎整備はそもそもの行程が違うので切り離して考えるべきであり、区画整理事業をやってから庁舎整備をするという考え方自体、同じテーブルで議論することはできないものである。

委員長) 私は宇都宮市でとある区画整理事業の委員を20年近く務めているが、区画整理事業はとにかく時間がかかる。そもそも区画整理事業自体が成り立ちにくくなっていることもあり、区画整理事業を行ってから庁舎整備というのは、非現実的であると言わざるを得ない。

委員) 都市計画道路に関して、庁舎整備の妨げとなるのであれば、計画の変更はできないのか。

事務局) J R 烏山駅周辺の未整備の都市計画道路は、昭和24年に都市計画決定したものであり、75年が経過している。現在、J R 烏山駅周辺は、3つの用途地域が混在しており、用途地域の見直しと併せ、都市計画の変更について、栃木県都市政策課と調整中である。県から、土地の利用方法については、現在の実情に見合った計画を作れば、都市計画の見直しをすることは可能との回答を得ている。なお、仮に都市計画道路の変更に時間がかかる場合であっても、庁舎を3階建てにするなど、建物の工法等によっては、都市計画道路を除いた面積のみで、想定建築面積と駐車場面積が充足できることを委員会においても説明し、了解を得ている。

委員) 了解した。壬生町では、住宅団地を整備するに当たって、都市計画道路を変更したという話を耳にしたので、質問させていただいた。

委員) 各委員の考えや、会議での意見がまとまった内容ができたと思う。私は、専門的な知識があったわけではなく、今回のような取組みは素人であったが、本検討委員会でいろいろなことを教えていただいた。基本構想を初めて見た人にとっては、すぐに理解するのは難しい部分もあるかもしれないが、今回の資料はとても良いと感じた。

委員) 今回の会議資料は、これまでの議論の結果が良くまとめられている。諮問された項目について堅苦しい表現で済ますことなく、資料4のようにビジュアルにもこだわった資料ができたと感じた。テーマについて議論し、結論を出しただけではなく、検討して来た内容をどのように伝えていくかというところまでこだわりを持って取り組めた。今後この資料が市民に公開されるにあたり、単にホームページなどで公開するだけでなく、市民に対してしっかり説明し、伝えていくことが重要である。

委員) 一人でも多くの市民にご理解いただくための説明がなされること願う。市民の中には、本当に新しい庁舎を作る必要があるのかという意見もある。そういう方々にも、これから本市で生活していくにあたり、防災拠点となる施設が必要不可欠であることが多くの方々にご理解いただき、答申の内容が現実になることを願う。

委員) 資料4のまちづくりのグランドデザイン(案)については、あくまで庁舎整

備基本構想（素案）の策定が中心であり、その他公共施設の複合化・集約化を検討していくに当たっての参考としての付帯意見の位置づけであることを踏まえ、ランドデザインが独り歩きしないよう留意する必要がある。

委員長) 今回の会議での意見を踏まえ、最終調整を行い、市長への答申を行っていくこととなるが、答申の最終調整及び市長への答申については、委員長である私に一任いただいてもよろしいか。
(異議なし)

(2) 今後の進め方について

事務局) 本日の検討委員会でのご意見を踏まえ、答申の最終調整を行った上、基本構想を素案化し、概ね9月下旬から10月上旬頃に、委員長から市長あてに答申を行う予定である。

答申後、庁内で合意形成を図り、基本構想（原案）として決定した上で、パブリックコメントを実施する。

パブリックコメントでの意見を反映した基本構想（案）を作成し、今年度中に、基本構想として決定していきたい。

令和7年度以降のスケジュールは、資料2の今後の進め方及び事業スケジュールに記載のとおり、令和7年に基本計画を策定し、令和8年、9年に基本設計及び実施設計を完了し、令和10年、11年で施工するスケジュールを想定している。

委員の任期は、諮問に係る答申をいただいた時点で終了し、委員会も一区切りとなる。基本計画についても、規程に基づき本検討委員会が策定に携わることとなる。基本計画策定の詳細は決まっていないため、今後検討していく。策定に着手する際には、検討委員会を再組織し、検討を進めて行くこととなる。その際、改めてお声かけさせていただくのでご協力願いたい。

委員) 令和7年度に基本計画の策定に向けた検討を行うに当たっては、委員構成は今回と同じメンバーで行うことになるのか。

事務局) 基本計画の策定の具体的な進め方等については、まだ何も決まっていない状態である。予算を確保した上で、基本計画のコンセプトもまとめる必要があるなど、ある程度の時間を要することも考えられる。規程上は、委員の再任は妨げないこととされており、必要に応じて、改めてお声かけさせていただきたい。

(3) その他

事務局) 第1回検討委員会における確認事項として、検討委員会の会議は原則として公開で行い、会議を公開することによって、議事運営に著しい支障が生じることが予想されるときは、委員長が検討委員会に諮った上で、会議を非公開とすることができる旨を確認したところである。

この確認事項に従い、本検討委員会における会議の公開・非公開については、新庁舎の候補地に民有地を含み、個人情報保護に配慮する必要があることや、各委員の自由闊達な以遠交換を担保する必要があったことから、第4回から第6回検討委員会を非公開とし、第9回及び第10回検討委員会を、一部非公開とした。なお、非公開とした会議の結果は、結果概要の形で速やかに公表してきた。

今後、非公開とした会議の会議録についての情報公開請求がなされた場合、当該会議録は、庁舎整備の候補地選定における意思形成の過程にある情報であり、これが公にされると、外部からの圧力や干渉等により、率直な意見の交換又は意思の決定に中立性が損なわれたり、市民に無用の誤解を与え、混乱を招くおそれがあるほか、一部の者に不当の利益を与え、市民の間で不公平を生じる恐れがあることから、那須烏山市情報公開条例に基づき、本検討委員会からの答申がなされるまでの間は、全部不開示とさせていただく。

なお、答申がなされた後の当該会議録の情報公開請求に対しては、すでに公開している会議録と同様に、発言者名を「委員長」や「委員」等とした上で、請求に応じて公開することとなるので、ご承知おき願いたい。

5 その他

事務局) 委員長をはじめ、委員の皆様におかれましては、長期間にわたり計13回の会議において、慎重かつ丁寧な検討にご尽力賜り深く感謝申し上げます。多くの議論、検討を経て最終的に庁舎整備基本構想（素案）としてまとめることができたことは、委員の皆様一人一人のご協力と委員長の統率力のおかげだと考える。重ねて感謝申し上げます。引き続き新たなまちづくりに向けたご理解、ご協力賜るようお願い申し上げます。

6 閉会

事務局が閉会を宣言した。